

労働者派遣法に基づく情報公開のご案内

2012年10月1日施行の改正労働者派遣法第23条第5項に基づき、派遣労働者による派遣元事業主の適切な選択等に資するよう、事業所の情報提供を行っております。

ご希望の方は、必要事項をご記入の上、「お問い合わせフォーム」よりご請求ください。提供情報はお問い合わせフォーム情報着信後、1週間以内にPDFファイルにてご指定のメールアドレスにお送り致します。

■法第23条第5項に基づく提供情報

- ・派遣労働者の数
- ・労働者派遣の役務の提供を受けた者の数
- ・派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項
- ・教育訓練に関する事項
- ・その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

■請求先

次の事項を入力の上、お問い合わせください。

①氏名

②返信先メールアドレス（PDFファイルが受信可能なメールアドレスをご入力ください。）